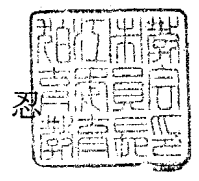




狛教教社発第 100015 号
平成 19 年 4 月 11 日

狛江市監査委員
三 好 秀 胤 様
道 下 勇 様

狛江市教育委員会
教育長 木 村



狛江市社会教育関係団体に対する補助金の返還について（通知）

このことについて、定期監査の結果に基づき、狛江市補助金等交付規則第 16 条の規定により補助金の返還を別紙のとおり行いましたので通知します。

別紙

定期監査の結果に基づいて講じた措置等

講じた措置

社会教育課では、定期監査の結果に基づき、平成19年2月21日(水)に狛江市ボーイスカウト・ガールスカウト連絡協議会に対し、平成14年度から平成17年度の補助金の使途に関し調査を行った結果、平成17年度補助金の支給対象になる経費について一部適正を欠く計上が認められたため、狛江市補助金等交付規則第15条第1項第2号により、補助金交付決定の一部を取消し、同規則第16条によりその返還を求め、また、違約加算金については、同規則第17条第1項により請求いたしました。

補助金の返還額等については、下記のとおりです。

記

- 1 交付団体 狛江市ボーイスカウト・ガールスカウト連絡協議会
会長 服部英広

- 2 返還額
補助金 7,000 円
違約加算金 1,194 円
合計 8,194 円

- 3 返還の確認 平成19年3月28日(水)に、交付団体から社会教育関係団体補助金過年度返還金として、8,194円が歳入科目の20.諸収入、5.雑入、1.雑入、5.雑入、6.雑入、53.社会教育関係団体補助金過年度返還金へ納入されたことを確認いたしました。